

第24回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第24回
日本司法支援センター顧問会議
議事次第

1 日時

令和8年2月2日（月）午後1時00分～午後2時55分

2 場所

日本司法支援センター本部 8階会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

【報告案件】

法テラスの将来ビジョンについて

令和7年度における業務実績について

犯罪被害者支援新制度について

午後1時00分開会

○高橋事務局長 顧問の皆様におかれましては、御多用のところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第24回日本司法支援センター顧問会議を開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、理事長の丸島より御挨拶申し上げます。

○丸島理事長 2月に入り少し遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年は、日本列島は大変厳しい寒さに覆われておりますが、顧問の皆様には御多忙のところ本会議に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の顧問会議では、一つ目に、本年度の業務の概況を御報告させていただきますとともに、二つ目に、法テラスが設立されてから20周年に当たっております今年、法テラスの全職員の参加を求めて取り組んでおります法テラスの将来ビジョン「ビジョン2035」の策定に向けた検討状況について御報告をし、顧問の先生方の御意見を頂ければ大変ありがたいことと思っております。

そして、三つ目に、令和6年の総合法律支援法改正に伴いまして、今年1月13日からスタートしました新しい犯罪被害者支援弁護士制度について、その概要の御説明と併せて新しい制度の運営の鍵ともなっております地域における連携スキーム構築の取組状況などについて御説明をさせていただきたいと思っております。

さて、この1年を振り返りますと、令和10年度リリースに向けて進んでおります次世代システムの構築は、引き続き大きな課題ではありますが、今のところ作業は順調に進んでおりまして、この6月までの間、最も重要な基本設計段階に入っているところであります。本部職員にはかなりの負荷をかけておりまして、ハードワークが求められておりますけれども、本部の民事法律扶助、国選弁護をはじめとする関係各課室において、通常業務と並行しながら、特別な体制を組んで鋭意取り組んでいるさなかでございます。

それから、これも毎年申し上げておりますが、年々業務が広がり業務の多様化・複雑化が進む中で、業務の簡素化や平準化を図り集約化の検討を進めるなどの課題にも取り組んでいるところでございます。また、民事法律扶助の利用の拡大に伴い、この間、厳しい財政運営に迫られてきておりましたが、今年は追加的な予算措置が講じられることとなり、何とか社会のニーズに応じて扶助業務を進めていける状況となることを期待しているところです。3

月末まで、引き続き適切な執行管理を図るべく努力していきたいと思っております。

振り返って、この1年の法テラスの利用状況を概括的に申し上げますと、コールセンターをはじめとする情報提供業務では年々利用が増えておりますが、今年度も一段と増加する傾向があり、犯罪被害者支援業務についても、犯罪被害者支援ダイヤルやDV相談などの増加傾向が続いております。また、長年減少傾向にありました国選弁護についてですが、コロナ禍明け後、次第に件数の増加がみられます。こうした変化は、現在の社会経済状況を反映していることと思っておりますが、民事法律扶助の分野でも、やはり生活保護受給者の破産や債務整理の案件が引き続き多い状況が見て取れます。

その中で、この1年は、犯罪被害者支援の新制度や、引き続き靈感商法・旧統一教会問題関係の被害者支援、ひとり親家庭の支援、そして、闇バイト問題などに表れる若者を取り巻く様々な状況もございまして、これらをテーマとして、全国各地で関係機関や他の専門職等と連携協働してワンストップ相談会を開催してまいりました。また、東京でも、新宿歌舞伎町に都が設けた若者向けの相談所に法テラスのスタッフ弁護士や職員を派遣して、若者支援の取組に協力してまいりました。こうした一連の取組の中では、家庭環境や就労環境に恵まれず、大きな困難や被害を抱えながら自ら進んで声を上げることが容易でない孤独・孤立の中にある若者や女性らの切実な声が多数寄せられてまいりました。

広く国民に開かれている法テラスの情報提供窓口の利用の拡大と民事法律扶助の利用の拡大に対応する必要があるとともに、他方で、自ら進んで声を上げられない人々への支援をいかに進めるか、この二つはこれからの法テラスの事業を考える上で重要な要素であるというふうに考えております。

今年は法テラスが設立をされてから20年目を迎えておまして、顧問の皆様にはご招待状を差し上げておりますけれども、今月の2月24日に記念式典を開催する予定でございます。形式張った挨拶ばかりの会ではいけませんので、法テラスのこれまでの歴史や活動を振り返りながら、設立当初より新しい活動を切り拓いてきたスタッフ弁護士2名によりその活動の軌跡を報告してもらい、また、法社会学をはじめとする学者研究者の方々に、法テラスに関するニーズ調査、利用者調査をお願いし、その分析に基づく中間報告をしていただくことを考えております。さらに、現在、全国の職員に参加を呼び掛けて取り組んでおります法テラスの10年後の将来ビジョン、「ビジョン2035」と呼んでいますが、その検討状況などについても御報告をさせていただきたいと思っております。

法テラスの将来を担う職員やスタッフ弁護士らが、これからの法テラスはどうありたいのか、そこで働く私たちはどうありたいのかということ問いかけ、全職員へのアンケートを基にして現在「ビジョン2035」の策定のさなかであります。内外ともに岐路に立つとも言われるこの時代、社会は極めて不安定であり、様々な情報が飛び交う時代でもあります。それだけに、地域の関係機関や専門職、支援団体等の連携をより一層広げ密にして、困難を抱える人々への包括的な支援を提供し、当事者の支援、救済を図るとともに、そのことが社会全体の利益につながることを私たちの事業を通じて示していかなければならないと思います。

それぞれの地域ですべての人が法を活かして様々な人とともに地域社会で安心してよりよく暮らしていける、そんな社会を築く上で私たちは何をすべきか、そんな想いを重ねてこのビジョンがこれからの法テラスの活動の指針、柱となっていくことを願っております。顧問の皆様から貴重な御意見を頂ければ大変ありがたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、私は今年度が理事長としての最終年度となりました。常務理事在職当時から計約8年半くらいになりますが、長い間大変お世話になりまして、誠にありがとうございました。顧問会議の皆様には、今後とも大所高所から御意見を頂き、法テラスの事業の発展のために御支援を賜りますようお願いいたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○高橋事務局長 続きまして、事務局より執行部の交代について御報告いたします。

まず、理事の交代でございますが、前任の名執理事が令和7年9月末で特別参与に就任し、令和7年10月から新たに菅沼友子理事が就任いたしましたので、菅沼理事より御挨拶申し上げます。

○菅沼理事 菅沼でございます。

昨年の10月に理事に就任をいたしました。もともと弁護士でございます。実はこの法テラスには2015年度から2018年度、第1事業部長としてお世話になっておりました。その当時から顧問の先生方にはお世話になっております。また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○高橋事務局長 同じく前任の定塚理事の離任に伴い、本年度、令和7年4月に新たに本多則恵理事が就任いたしましたので、御挨拶申し上げます。

○本多理事 本多でございます。

私、旧労働省に在職しておりまして、在職中、村木座長には大変お世話になりまして、あ

りがとうございました。就職活動で労働省に行ったときに最初に面接をしていただいて、懐かしく思っておりました。退職後はこちらの活動のほかに法人としての成年後見をやっておりますのと、あと、LGBTQのアドボカシーの団体の手伝いをしているのと、あと、新宿区に在住しております、新宿区社協に入って生活支援員として高齢者の見守り活動をやっております。そんな活動もこちらの中で生かしていけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋事務局長 また、本年1月から新たに白石史子特別参与が就任いたしましたので、御挨拶申し上げます。

○白石特別参与 1月1日から特別参与に就任いたしました白石史子でございます。

私は法曹36期でずっと裁判官をしておりまして、2年半前に札幌高裁長官という立場で定年退職いたしました。法テラスとは法曹としての一般的な関わりにとどまっていたのですが、今回20周年を迎えるということで、これまでの20年間に築き上げられた基盤に更に持続可能な体制を整えようとしている非常に大事な時期ということをお聞きしております。できるだけお役に立ちたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高橋事務局長 また、併せまして第一事業部長につきましては、前任の生田が前年度末で離任し、本年度から新たに杉村亜紀子が第一事業部長に就任しております。

同じく第二事業部長につきましても、前任の檜尾が前年度末で離任し、本年度から新たに中野大仁が第二事業部長に就任いたしました。時間の関係もございますので、両部長については御紹介のみとさせていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては村木座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○村木座長 改めましてお忙しい中、今日は顧問会議に御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日6名の顧問全員に御出席を頂いておりますので、顧問会議運営規則第1条が定める定足数を満たしていることを確認いたしました。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

本日の議事について確認をさせていただきます。お手元に議事次第がございます。理事長の話にもありましたように、本日は法テラスの将来ビジョンについて、令和7年度における業務実績について、それから、犯罪被害者支援新制度についての3件になります。

それでは、事務局から配付資料について説明をお願いいたします。

○高橋事務局長 それでは、お手元にある資料を御覧いただき、御確認をお願いいたします。

最初に議事次第、出席者名簿、配付資料目録、そして、資料1が1件目の議事、法テラスの将来ビジョンについてに関するもの、資料2が2件目の議事、令和7年度実績に関するもの、資料3が3件目の議事、犯罪被害者支援新制度についてに関するものです。

また、参考資料といたしまして、令和6年度法テラス白書並びに犯罪被害者等法律援助に関するリーフレットもお配りしておりますので、御参照いただければと思います。

配付資料については以上でございます。

○村木座長 ありがとうございます。

それでは、早速第1の議題、法テラスの将来ビジョンについて議論をしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○近藤総務部長 本部総務部長の近藤でございます。

法テラスの将来ビジョンについてということで、先ほど理事長からの挨拶にもございましたが、法テラスの全職員でいろいろと意見を出し合って、法テラスの10年後、2035年を目指してどのような法テラスにしていくかというビジョンについて検討してまいりました。本日は顧問の皆様から御知見、御助言を是非いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、担当しております企画調整課課長代行の野島から御説明を申し上げます。

○野島企画調整課長代行 それでは、野島の方から御説明を差し上げたいと思います。

まず、資料1-1の法テラスビジョン2035の策定についてを御確認いただけますでしょうか。

この法テラスビジョン2035とは何かについてでございますけれども、簡単に申しますと、これから10年先の社会情勢の変化を踏まえて、私たち法テラスから発信する決意表明というふうに認識しております。

まず、ビジョン策定に至った経緯について御説明をさせていただきます。

法テラスは来年度に設立20周年を迎えますが、メディアや研究者の間でも司法アクセスと総合法律支援の今後の展望への関心が高まりつつあります。他方で、法テラスの将来を担う若手中堅の職員の中には、業務及び組織の方向性や将来への不安を口にする職員もいれば、今後法テラスはこうあるべきではないか、もっとよい組織にしていきたいと積極的な意見を申し出してくれる職員もおります。

また、総務省に設置された独立行政法人評価制度委員会からは、各法人に定められている中期目標期間にとどまらない法人の将来像がどのようなものなのかを明確にした業務の実施と組織の運営が求められております。法テラスでは、中期目標期間は4年間でございますけれども、その期間内に収まらない業務の在り方、組織運営の方向性を示してほしいという要請でございます。

このような状況を踏まえまして、法テラスがこの20年の間にどのようなことに取り組み達成してきたかを振り返った上で、組織自らがその使命を踏まえてこれから取り組んでいくべき課題と将来の在り方等について検討し、法人の将来ビジョンとしてまとめ上げ、内外に明らかにしていく必要があると考えました。

組織の目指す方向性、決意を示すことで法人内外の理解や共感を得ること、そして、そのことにより外部からは法テラスに対する期待と信頼に基づく一層の御協力等が得られるように、内部の役職員からは組織としての一体感、パフォーマンスやモチベーションの向上等をもたらすことができるといふふうに考えてございます。

続きまして、これまでの検討のプロセスを御説明させていただきます。

ビジョン策定に当たっては、法テラスの職員が策定経過になるべく関与し、策定されたビジョンが自分たちの手によるものだといふふうに捉えられることが重要であるといふことから、組織全体で作成プロセスを踏んでまいりました。

まず、昨年9月に丸島理事長から全職員に向けて将来ビジョンの策定の必要性などについて実際にお話しいただいたものを動画配信いたしました。資料6ページ目の理事長メッセージ、令和7年9月発出版は実際に理事長からお話しいただいたメッセージを書き起こしたものととなります。

理事長からのメッセージを受けて、9月から10月にかけて全職員を対象としたアンケートを実施しました。アンケートを取りまとめたものが12ページ目から23ページ目となります。このアンケートでは、組織の10年後の役割ですとか10年後に向けて取り組むべきことなどの回答を求め、対象者の40%を超える605件の意見が寄せられたところでございます。

続いて、寄せられたアンケートについて細かに分析、検討を行うため、常勤職員及び常勤弁護士で構成する四つのグループからなるワークショップを開催いたしました。24ページ目からこのワークショップ各グループにおいて検討した結果をまとめたものを載せております。

さらに、寄せられた意見の中から法テラスに求められる役割や取組、将来ビジョンとしてふさわしいものは何かという観点から意見交換を行い、それぞれのグループでビジョンづく

りの基礎となる思いをまとめてもらいました。その上で、菅沼理事を委員長とするビジョン策定委員会を設置し、協議してビジョン案を作成したものととなります。

以上が経過でございますが、これから顧問の皆様から御意見を頂きたいビジョン案について御説明をさせていただきます。

今申し上げたようなプロセスを踏み、現時点での案ということで作成いたしましたのが資料1 ページ目の2、法テラスビジョン案となります。

御覧のとおり四つのビジョンだけでは抽象的ですので、それぞれのビジョンにおける取組例を作成いたしました。四つのビジョンに優位性や重要性の順番があるものではないのですが、本日は便宜上、(1) から (4) の番号を付させております。

なお、ビジョンは誰が見ても分かりやすく、かつ覚えやすい言葉で法テラスは将来このような姿になります、このような取組を行っていきますということが分かるような、このビジョン案を見ている人に対する決意表明の形になるように作成いたしました。

まず、法テラスビジョンの全体テーマとしまして、「あなたと司法の架け橋」という法テラスのタグラインでも使われている文言を設定しております。このタグラインは、企業や商品・サービスなどの価値や思いを短く覚えやすい言葉で表現したメッセージのことです。法テラス運営理念の使命の中でも「全ての人と司法を結ぶ架け橋」という言葉が使われており、そのような存在を目指すためのビジョンであるとの位置づけと整理をいたしました。

それでは、ビジョン一つ目でございますが、(1) 「法を身近に、一人ひとりの安心を支えていきます」というビジョンです。これの実現に向けた取組例としましては、トラブルを未然に防ぐことができるよう法的なものの見方や考え方を広げていくということ、必要な情報を提供することにより、一人一人が解決に向かって進めるようサポートしていくということに取り組んでまいりたいと存じます。

このビジョン案の策定理由といたしましては、今後、社会構造の変化により、子供、若者、女性、高齢者、障がい者、被災者、犯罪被害者、在留外国人等様々な人を取り巻く問題が複雑化・困難化していくことが考えられるからであります。そのような中で、一人一人が大切な人生を安心・安全に暮らしていくことのできる社会を目指して、法的なものの見方や考え方を知ってもらうことでトラブルに遭うことを防止したり、必要なときに自分で選んで解決に向かって進められたりできるようにする取組を拡充していきたいと考えました。

続きまして、二つ目のビジョン案に移りたいと思います。

(2) 「誰も取り残さないネットワークを築いていきます」というビジョンです。これの

実現に向けた取組例としましては、幅広い分野の関係機関や専門家と協働したワンストップ型の支援を目指すということ、地域の困り事や法的ニーズに積極的にアプローチしていくということ、災害時においても正しい情報や必要な支援が届く仕組みや体制を平時から整えるということに取り組んでまいりたいと存じます。

このビジョンの設定理由といたしましては、10年後は人口動態が変化していくことで、地域ごとの経済的格差をはじめとして情報の格差、サービス提供の範囲の格差などによる司法アクセス障害が生じるおそれがあります。そのため、全ての人と司法を結ぶ架け橋である法テラスの存在は更に重要性を増すものと考えられます。また、今後時代が進むにつれて個人が抱える問題は複合的になることや、地域によっては今まで維持してきた社会資源が失われること、突発的に発生する災害により被災者が抱える法的ニーズを含む多様なニーズに十分に寄り添った対応ができなくなることも考えられます。そのため、誰も取り残さない支援を実現していくためには、司法のみならず行政、福祉、教育、医療、地域コミュニティとの平時からの連携がますます求められると存じます。

法テラス単独では対応困難な課題にも関係機関との連携を一層推進することで総合的な解決が可能になると考えられますので、そこでそのような支援体制を目指し、関係機関と協働して必要な法的支援を行うことで利用者の支援に隙間をなくすとともに、法テラスと各支援者双方の業務負担の軽減、業務の円滑化につなげてまいりたいと存じます。

続きまして、三つ目のビジョンになりますが、(3)「もっと利用しやすく、もっと便利なサービスにしていきます」というビジョンになります。これに向けた取組例といたしましては、全ての人に分かりやすくサービスを届けていくということ、対面での対応の充実とオンライン手続の拡大を目指すということ、データ分析にデジタルを活用し、主体的に企画立案を行うということです。

このビジョン案の設定理由としましては、総合法律支援法に基づき、法テラスが行う各業務で今後も司法アクセスを向上していくことが求められるところ、もっと利用しやすく、もっと分かりやすい制度とすること、質の高いサービスを提供できるよう業務を標準化することは利用者や関係機関だけでなく、組織で働く職員にも資する取組です。

今後ますますデジタル化は進んでいくものと思われませんが、支援には人が担う役割が必要であり、AIで全て代替できるものではなく、利用者や支援者、弁護士等とのつながりや対話、現場における人と人との密なコミュニケーションを大事にして、人間性が豊かな質の高いサービスを提供していく必要があります。

また、その一方でオンライン手続の拡大や利便性の向上に努め、できる限り迅速かつ効率的にサービスを提供していかなければならないとも考えます。さらには、デジタルを活用することで法テラスの持つこれまでの実績データ等を活用して、社会のニーズをいち早く分析、検討し、多様化する法的ニーズに的確に対応したり、そのデータから抽出された新たな社会課題に対応することができるようになるなど、積極的な企画立案にもつなげてまいりたいと存じます。

最後に四つ目のビジョン案でございますが、（４）「全ての人に「あってよかった」を広げていきます」というビジョンです。これに向けた取組例としましては、社会から共感を集められるよう、業務や取組の重要性を発信するという、途切れることなくサービスが提供できる組織体制を維持・強化するということです。

このビジョン案の設定理由といたしましては、法テラスはほかの組織にはない独自性と社会的意義のある業務を行っているところ、国民等に対する発信がまだ足りていない現状があると認識しており、今後更なる司法アクセス向上を目指し、全ての人からあってよかったと思われる組織となるためには、組織の価値や魅力について戦略的に広報活動を行い、認知度と信頼性を向上させる必要があると考えています。そのため、まず役職員が法テラスは社会的意義のある組織であることに誇りとやりがいを持ち、社会貢献性の高い働きがいのある業務であることを再認識できるような取組を実施するとともに、心身ともに働きやすく、よりよいサービスを提供していくことのできる職場環境となるよう、更なる整備を進めたいと考えています。

その上で、必要な法的支援を持続的に届け続け、その取組の中から法テラスの存在意義や取組の重要性が伝わる好事例等を積極的に発信し、国民等の理解を得ることで全ての人から法テラスがあってよかったと実感される組織になることを目指してまいりたいと存じます。

以上、これら四つがこれまで検討してまいりましたビジョン案となります。これより顧問の皆様から御意見を頂いて、更に検討を重ね、令和８年度中にビジョンとして公表したいと考えております。

なお、最後となりますが、４ページ目にはビジョンイメージ例を添付しております。記載している内容は先ほど御説明申し上げたビジョン案と取組例と相違はございません。

イメージ例①は法テラスロゴを中心に配置し、その中には「全ての人に「あってよかった」を広げていきます」というビジョン案を置いて、その周りに三つのビジョン案を配置するという構成にしています。中心に配置したビジョン案の全ての人という文言は、組織の内外ど

ちらの人にとってもという意味を込めており、職員等の意識の醸成、体制整備に取り組み、土台を構築・整備しつつ、ほかの発展的な取組に取り組んでいくようなイメージで考えております。

また、イメージ例②ですが、こちらは四つのビジョン案が並列の関係性にあるように見せるよう、シンプルな図で配置したものとなります。この二つのイメージ例につきましてですが、どちらかに決めるということではなく、今後更に幾つかのパターンを作成して、その時々々の場面に応じて適切した説明資料となるように準備をしまいたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○村木座長 ありがとうございます。2035年を目指してということでございます。

それでは、皆様から是非自由に、結構ディスカッションの時間を取っておりますので、忌憚のない御意見を利かせていただければと思います。

じゃあ、坂東さんからまずお願いします。

○坂東顧問 皆さんが後から立派な御意見をおっしゃると思いますので、一番最初、皮切りで発言させていただきます。

まず、このビジョンをつくるに当たって職員の皆様にアンケートをされたというのはとてもいいなと思います。よくビジョンをつくる時に外部の有識者の方たちにいろいろ御意見を拝聴して、立派な文書をつくられるというところが多いんですけども、こうしたビジョンというのは何よりもその組織の中で実際に働いている人たちが自分たちの組織をこうしたいというパッションが必要です。外からこういうことをするといいですねと美しい絵を描いてもらっても意味がないと思いますので、このプロセスは本当にいいと思います。是非御自分たちが腹落ちをする、そうだ、自分たちがやるんだと。社会から期待されるからやらなきゃいけないんだとかいろいろ別の言い方はあり得るかもしれませんが、何よりも自分がやるんだ、この組織の中でエンジンになるのは自分なんだということを皆さんに是非何度も確認していただきたいなと思います。とてもいい第一歩を踏み出されたと思います。

これからの方向性として私自身もどういう方向が法テラスとして望ましいのか検討が必要です。まだ固まり切っていないんですけども、あらゆる問題に応える。でも、そこに全部応えることはできないので、そこで仕分けをする。それぞれの専門性の高い機関につなぐという役割に徹するのか、あるいは基本はそういった仕事が大半になるんでしょうけれども、その中で法テラスだからできることと、法テラスが期待されるようなニッチな分野といいですか、独自の分野をお持ちになった方が存在意義としてアピールしやすいのかなと。そこの

ところを少し是非皆様、それこそ内部の方で考えていただきたいと思います。

今までは仕分けをする、抱え込むよりもそれぞれの専門性の高い機関につなぐというのが今までそういう役割を果たすところがなかったもので、とても大きな存在意義を発揮されてきた。それに加え今後は法テラスだからできる新しい分野というのをつくるべきではないか。隙間に落ちている仕事がいっぱいありますので、それをやるのも重要なんじゃないかと思うので、そちらは本当に新たな分野だけに専門家を育てるところからやるのはなかなか大変かなとか非常に迷うところです。

三つ目の意見、感想は、これからどんどん専門性が求められるようになっていく。例えばソーシャルワーカーという一つの専門職があるんですけども、その中で司法ソーシャルワーカーとか医療ソーシャルワーカーですとか、あるいは教育の関係なんかでもソーシャルワーカーが必要だというような声があったりして、包括的な専門職ではなしに更に分化した専門性を求められるようになっていく。ただ、そうすると、ますますまた縦割りになってしまいますので、そこをどういうふうにつないでいくのかというのが法テラスの新しい役割なのではないかなと思っております。

先ほどの雑談のところでも現場の人たちは自分が何に困っているのかよく分からないけれども、何か困っていると。どうすればいいか分からないと。そういう人たちの相談に乗って寄り添う。その際優しく寄り添うだけじゃ駄目なので、優しく寄り添った後、あなたのこの問題はこちらの分野なんですよ、こちらへ行けばきっと答えがあると思いますとかというふうに自信を持ってアドバイスする、アドバイスの専門性が必要だと。そして、その専門性というのは皆さんの研修に任せておくだけではなしに、法テラスとしてそういう支え手を支える、支え手の職員の方たちのパワーアップというのが大きな役割となっていくのではないかなと思います。支え手を支えるというのはどういう職名にすればいいのかな、例えばこちらの方の誰も取り残さないというのは、全ての人にといいところとちょっと重なる表現じゃないかなと思います。専門性の高いネットワークを築いていきますという表現にして、「誰も取り残さない」は全ての人との続きの形容詞になさったらどうかとか、ちょっと文章を考えていただきたいと思います。入り口は誰でもどこでもなんだけれども、その後で支えるところにおいては専門性がこれからの10年後、更にきっとニーズは高まっていくのではないかなと思いますので、是非御検討いただければと思います。

○村木座長 ありがとうございます。

ほかの皆様方からも是非感想も含め、また、今感じておられることを是非お願いいたしま

す。

じゃあ、北山さん、その後、松本さん。

○北山顧問 北山でございます。

総論的なお話になりますが、坂東先生が仰られた内容とも重なる点として申し上げます。法テラスが設立20周年という大事な節目を迎える中で、求められる業務が拡大している現状を踏まえ、職員全体で果たしてきた役割を振り返るとともに、これから果たしていくべき役割を考えるという今回の取組は、非常に意義深いものだと感じています。

法テラスに限らず、組織というのは、業務が多様化すると毎日のルーティンに忙殺されて、中長期的な視点で物事を考える余裕を失いがちです。その意味で、今回のビジョン策定は、特に現場の方々にとって、今一度目線を上げて自分や組織を見つめ直す重要な機会になったのではないかと思います。

事前説明の際に、このビジョンは法テラスの10年後のありたい姿や取組を定性的に示すもので、具体的な手段や定量的な目標は組み込まないものと伺いました。それはそれで正しいと思いますが、ビジョンを単なるお題目に終わらせず、真に実現を目指していくためには、ビジョンで示した「ありたき姿」と現状の間にあるギャップを埋める取組が不可欠だと思います。その意味で、4年に一度の中期計画や、毎年度の事業計画を策定する際には、今回のビジョンを踏まえ、解消すべきギャップを具体的な行動にブレークダウンした上で、各計画に落とし込んでいただきたいと思います。

ここからは各論として、2点申し上げます。

1点目はデジタル化についてです。冒頭、理事長からデジタル化は順調に進んでいるとのお話がございましたが、今回示されている4つのビジョン案はいずれもデジタルの力なくして実現は難しく、今後も着実にデジタル化を進めていくことが重要だと思います。IT化やデジタル化の取組について、今回も各種データをお示しいただきましたが、例えばチャットボットの利用件数が大きく伸びている様子などを見ると、利用者側のニーズは大きいことが伺えますし、法テラスとしても相応の業務効率化や職員の方々の負担軽減につながっているのではないかと思います。

前々回の顧問会議においては、法テラスポータル機能の機能拡充や、タブローの分析の活用状況など、幾つかのキーとなる取組について御説明頂いた記憶があります。加えて、システム改修等、複数年度に跨るプロジェクトが多い一方で、予算が単年度制になっている点についても伺いましたが、現在予算確保は順調だと理解しているのか、御苦労されているのか、

その辺りの御感覚もお伺いしたいと思います。

2点目は、職員アンケートの結果活用についてです。アンケートの結果がまとめられた資料1-4の18ページを拝見しますと、「今後の変化」に関する項目の中で、左下のAIによる頻出ワード分析では「職員」の占める面積が一番大きくなっています。中身を見ると、当然利用者目線の意見もある一方、システムの使いづらさや人事制度への不満といった職員目線の意見も多く見受けられます。また、右下の欄には「転勤制度やブロック異動の生活への負担が大きい」という意見が記載されていますが、これらの制度は一体どういう中身なのか少し気になったところです。

冒頭御説明いただいたビジョン案2には「全ての人に『あってよかった』を広げる」とありますが、この「全ての人」には当然職員も含まれており、職員にとって働きやすい環境を目指していくことが望ましいと考えます。ビジョンの文言に落とし込むかどうかは別としても、働き方改革や制度改善に取り組むなど、ステークホルダーのうち職員にもスポットライトを当てることを検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○村木座長 ありがとうございます。

御質問もありましたけれども、まずは一巡をしたいと思いますので、じゃあ松本先生、お願いします。

○松本顧問 松本でございます。

ちょうど今から10年ぐらい前に独法制度が大幅に変わったことがございまして、そのときに国民生活センターの理事長をやっていた関係で、それに対応するためのいろんなことをやりました。その中の一つにやはり組織としてのミッションとビジョンを明確にする必要があると。特に我々の場合は行政官庁である消費者庁との関係をどういうふうに整理するかということが昔から大きな問題で、組織の廃止論があったぐらいのところなので、独法としての存在意義をどのように考えるのかを半年ぐらいかけて、各部の下から議論をしていただいてまとめました。一つのミッションと五つのビジョンというか、使命と行動指針というふうに日本語にしています。そういうことがありまして、先ほど丸島理事長が行われたことをお聞きして、やはり同じようなことをやって苦勞されているなというふうに思いました。組織全体でこういう議論をするというのは本当にいいことだと思うんです。対外的にもいいことだし、対内的にもみんな考えていくということで大変意味のあることをやっていただいたと思います。

その上で一点、要望です。四つのビジョンの説明をお聞きしていて、最終的に全てそのとおりだと思うんですけども、二つ目の部分、「誰も取り残さないネットワークを築いていきます」というのがこの文章を読んだだけで何かちょっとよく分からないところがあります。坂東委員がおっしゃったこととも若干重なるんですけども、そこでの御説明を聞いて、ここで言うネットワークというのは、比較的似たような業務、たとえば相談とか地域貢献とかをやっている他の組織とのネットワークだということが理解できたんですけども、この文章を読むだけでネットワークはすごく多義的な概念ですから、もっとほかのことも考えているのかなという気になります。そこで、ここはもう少し工夫していただいて、ネットワークの前に、どういうネットワークかを説明する何々のネットワークとかを補っていただく方が誤解はないんじゃないかなと思いますし、ネットワークという言葉でない別の用語の方がいいかもしれないので、その辺は一般の方が見てどういう感じを持つかということとの関係で、誤解を与えないような表現を工夫していただきたいと思います。

以上です。

○村木座長 ありがとうございます。

じゃあ、神津さん、お願いします。

○神津顧問 ありがとうございます。

世の中は何か目先のことにとらわれてばかりみたいなのが横行しているので、ビジョンというのは本当に大事ななというふうに思うところです。私もこれまでいろんなところで、やれ何十周年だというのが多かったものですから、ビジョンづくりというのは随分いろいろ関わってきました。そのときの自戒を込めてといいますか、気を付けなきゃいけないというのは、ビジョンをつくるのは大変なので、出来上がると、ああ、よかったなということで、やれやれみたいなことになりがちなんですけれども、言わずもがなですけれども、大事なのはやっぱり実行、実践ですし、それをどう役立てていくかだと思います。もう取りまとめに入って行かれるような段階だとも思いますので、二つあるんですけども、一つは見やすい目玉といいますか、法テラスの関わる場所はものすごい多岐にわたるし、広がりもあるし、常々大変だなと思って見させていただいているんですけども、それだけにビジョンもやっぱりあれもやらなきゃいけない、これも充実させなきゃいかんということで、どうしても総花的になることは仕方ないと思います。ただ、やっぱり2035年になってこれは肝のところ、あるいは骨太のところ、こういうふうに来てきたよなど、何かそれを意識しながら進めていただきたいなというふうに思います。

多分10年もたつとまた新しい要素がいろいろ出てきますから、そうすると、ますますもって見えづらくなると思うので、やっぱり外から見て法テラスはこういうことでこのビジョンはこういう意味があったんだなみたいに見えやすいものを意識していただければというふうに思います。

二つ目は、私もこれは職員の皆さんに呼びかけてこのビジョンづくりを始めたというのはすごくいいことだと思っていて、私もビジョンづくりじゃないんですけども、やっぱりできるだけ多くの人たちに声を出してもらって、それを役立てていくというのはいろんな形で心がけていたところもあるので、これはそういう意味では大事にしていきたいなと。それはさっき申し上げたようにつくってからが大事だという意味で、やっぱり職員の皆さんに声を出していただいたということのよさというのは、お一人お一人の参画感にどうつながっていくのかということだし、それはこういう大きな方向性について自分の言ったことがこういうことにつながっているよなというふうに見える、思えるということが大事だと思います。

あとはやっぱり身の回りというか、自分自身の悩みといいますか、そういったことについてもある意味酌み取られているという感じを持てるということが、せっかく声を出してもらったからには大事なことだと思いますので、そこら辺りのことに今後少し重点を置いていただければなというふうに思います。

以上です。

○村木座長 ありがとうございます。

じゃあ、中山さん、お願いします。

○中山顧問 中山です。

私も本当に先ほどから皆さんから御意見があったように職員の方々にアンケートを取って、ワークショップをそれぞれのグループでやってという形でここに出てきているということがとてもいいなと思っています。

それで、職員のワークショップのまとめを見ますと、そこに出てきているのは、法テラスの仕事として「関係機関連携による総合的な支援」というのが一つのキーワードであるかなと思うところと、それから、先ほど御意見がありましたけれども、デジタル化への対応を十分行いつつ、職員の方々が自分たちの仕事に誇りを持ち、力を育て、発揮する、働きがいを感じられる組織にしていく、そうした御意見もかなり大きいと思うんですね。このところはやっぱりこのビジョンを今後支えていくための基盤としてすごく大きいなと思っています、その点をより具体的に見えるような形にしていくことが必要かなと思います。

それから、このまとめの中に一つ出てきているんですけども、私はやはり職員が誇りを持って仕事をし、多くの人たちの役に立つためには、より広く支援を届けるための法テラスの更なる認知度の向上というのがこれは非常に重要なことで、それをどう進めていくかということもビジョンの裏側のものとしてしっかり考えておくことが重要じゃないかなと思っています。

それともう一つは、いわゆる法教育というようなところで、関係機関との連携ということで意外とできていないのが、地方自治体とか福祉の分野とか、そういったところとはかなりいい連携ができていると思うんですけども、学校だと思えますよ。学校教育との関係は大事で、認知度の向上にも関わりますし、それから、一人一人のリーガルマインドというか、そういったものを育てるという意味でも重要であると思います。私の経験で前にもお話ししましたが、東京都では消費者教育について学校と連携して副読本をつくっています。学校の例えば社会科の先生とか、それから、中学、高校の技術家庭科の先生などと一体となりながら法テラスの方で持っている事案等の副読本をつくっていく。それもいわゆる抽象的なものではなくて、個別具体的な事案で、子どもたちの今の言葉で言えば刺さるといふか、子どもたちが気になっているようなことを相談ケースの中から幾つか幾つか取り出して、それを副読本にして、学校の社会科の公民や、技術家庭の授業で活用してもらうなど良いと思います。

ですから、そういった学校教育分野においても関係機関連携による総合的な支援の種をつくることによって顔が見える関係になり、法テラスをより活用してもらえることが大事かなと思います。また、そうした中で認知度が向上していけば職員の方もまた違うアンテナを持ち、誇りも持てるというところにつながるかなということを感じました。

○村木座長 ありがとうございます。

私は余り特別なことはもう皆さんおっしゃったことなので、特に重なって申し上げたいのは、多分福祉のビジョンをちょうど去年つくっていた経験で、一つはやっぱり本質的なところをずっと突き詰めていくと福祉教育、さっき皆様のおっしゃった認知度とか、あるいは法律はこういうことで自分を守ってくれるんだとかということを知るとか、どういうときに使えるかを知るといふところと、最後は子供とか教育のところはいっちゃうので、そこをどこまでやるか。でも、とても大事なので、どこまでやるかというのはちょっと考えておいたらいいかなと思いました。

それから、これは本当に恥ずかしいですけども、私もがっかり来たんですけども、ビジョンを1年ぐらいもってかけて一生懸命つくって、そのビジョンが出来上がった直後ぐら

いに来年度の事業計画というのをつくるという作業があって、来年度の事業計画は今年の実業計画のどこをどう変えるかで始まっちゃったというあるあるなんですけれども、そのときの我々の反省は、ビジョンと事業計画の間にもう一つアクションと。要するにこのビジョンを掲げたらどんなアクションを起こさなきゃいけないかというのはある程度ざっくり一緒に考えておくと。そのアクションという現実じゃあどうするんだというところを考えておくと、その中の幾つかは来年度の事業計画にもちょっと役立つかもしれないということで、真ん中の輪が欠けていたねというのがあったので、そういうことを少しアクションに翻訳するという作業を頭の中でやっておくと、後へうまくつながるのかなと思います。例えばネットワークを築くなんていうのは、アクションでどうやって落とすかという多分ここが一番難しいのかもしれませんが、ちょっとイメージしながらやると後へつながるかなというふうに思いました。

あとは本当に皆さんのおっしゃるとおりだと思ってお聞きしましたけれども、幾つか質問事項もありましたし、また、それぞれの顧問にここはもうちょっとどういう意味かとか、こういうところはどうか考えたらいいかとか御質問があれば、また皆さんからもお願いしたいと思っております。

○近藤総務部長 総務部長の近藤でございます。様々な御意見、御助言ありがとうございます。ありがとうございました。

まず、このビジョンの検討過程について、とてもいいというお言葉を頂き、本当にやってきてよかったなと胸が熱くなりました。今頂いた御意見、御質問の中で全部は無理かもしれませんが、お答えをしたいと思います。

坂東顧問から法テラスだからできる、期待される部分ですとか専門性のお話もありました。それを伺っていて、先ほど理事長からの御挨拶にもありました「きみまも」、新宿区歌舞伎町で行っている、そういう若者、若年者向けの窓口に法テラスがスタッフ弁護士を週1回ぐらい派遣をして、そこでいろんな若者と話をします。そこから法律問題を抽出して、これを更にきちっとした法的な解決に結びつけていく、これはまさに法テラスならではの取組といえますし、期待される部分かなと思います。また、先ほど「支え手を支える」というお話もありましたが、例えば本部の国際室などでは各地の外国人支援に当たっている支援者を支援するというところでいろいろなセミナーをやったりしております。そういう活動がやはり肝なんだろうなと思った次第です。こういうところを伸ばしていくような、こういうビジョンにしていければと思っております。

それから、北山顧問から御質問がございましたけれども、特にシステムの関係です。今あります弁護士ポータルについての機能拡充など、あと、更には利用者も使えるようなポータルの開発などを行っているところです。この予算に関しましては、おっしゃるとおり単年度で措置される場所ですけれども、現状は当初予算と補正予算合わせればきちんと措置されている、手当てされているところです。じゃあ次の年度は大丈夫なのかというのはもちろん毎年心配しているところですが、今のところうまくいっておりますので、このまま何とか最後までいきたいなと思っております。

それから、同じく働き方の関係ですね。転勤制度ですとか人事に不満があったりとか、そういう職員がいるのは、これは事実であります。やはり育児、介護などでライフステージが変わっていく中で、法テラスの業務というのは全国組織なので全国転勤がつきものではあるのですが、これの負担を何とか軽くして本当に働きやすい環境をつくっていかねばならないと考えております。ここはやはり今後システム開発と併せて、例えば別の事務所の仕事も今いる事務所にいながらできるというように、そういうような働き方の改善などをしていく中で解決していきたいと考えているところです。

次に、松本顧問からいただきましたネットワークの多義性についてですが、「ネットワーク」という言葉には、やはり形容詞が必要だなと伺って思いました。この辺りはきちっと考えてまいりたいと思います。いろんな関係機関とのネットワークを築き上げることで、できるだけワンストップ的に、たらい回しになることのないように何とかすくい上げるというのをイメージしたワードではありましたが、その辺りはもう少し分かりやすく改善をしていきたいと考えております。

神津顧問からは法テラスの業務の肝となる部分、骨太な部分を意識しながら10年後も変わらない、そういう部分をきちっと入れるべきであるという御趣旨だったと考えておりますが、そういうところも取り入れながらビジョンを策定していきたいと考えています。

中山顧問からは関係機関連携による総合的支援がキーワードであるという御指摘を頂きました。ここはしっかりと意識して、更にそれを踏まえたビジョンにしてまいりたいと思います。

あとは認知度向上についての御指摘ですが、この点もよく理解しております。来年度からの第6期中期目標期間になりますが、そこでも法教育を通じた広報、小学校、中学校のような学校教育の中でもきちっと法教育をすることで認知度を上げていく。これは教科書に法テラスのことが載ったこともあり認知度が上がったのと似ているところはありますけれども、

そこは大事だなということで、それを取組の根幹にして頑張ってもらいたいと思います。この辺りもビジョンの中に取り入れられたらと考えております。

最後に村木顧問からいただいた点です。ビジョンと各年度計画の間に、アクションのような形で落としていく、そういう作業があれば、という御指摘だったと思いますが、確かにそのとおりでありまして、次の年度の計画をつくっているところではありますところ、まだビジョンが完成していないというのがありますが、ビジョンをいかせていないところもあります。ここは御指摘のとおりだと思いますので、きちっと肝に銘じてそこはやってまいりたいと思います。

○村木座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○松本顧問 認知度という点で正式名称の日本司法支援センターと略称の法テラスだと、やはり法テラスの方が圧倒的に高いと考えてよろしいですか。日本司法支援センターとは何だろうというふうに我々でも思ってしまうような感じがあるんですけども。

○近藤総務部長 総務部長、近藤です。

我々が認知度調査をするときは、法テラスまたは日本司法支援センターを知っているかというような聞き方をしていますが、恐らくですが、法テラスの方が認知は多くされていると思います。法テラスは、愛称ですが、やはりテレビCMをやっていたときにも法テラスという言葉アピールしていたところもありました。

○村木座長 ほかにいかがでしょうか。言い残したことがあるぞとか、もうちょっととか。

ちなみに全職員でやられたということですけども、世代間とか職種間で違いが出ましたか、出ませんでしたか。

○村木座長 回収率は4割ぐらいですか。

○野島企画調整課長代行 回収率は40%でございます。

○野島企画調整課長代行 対象は1,475です。

お尋ねを頂きました職種や年齢の幅なんですけれども、年齢についてはちょっとお尋ねしておりません。ただ、職種については満遍なく御回答いただけたかなというふうに認識しております。

○丸島理事長 地方事務所の情報提供専門職員やコールセンターのオペレーターの方々からもかなり回答をしていただいたという印象を受けました。

○野島企画調整課長代行 理事長、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます

て、地方事務所というカテゴリで見た場合に、今おっしゃられたコールセンターのオペレーターでありますとか情報提供専門職員は大体40%ぐらいを占めておられますので、かなり積極的に御回答いただいたというふうに認識しております。

○村木座長 10年先を目指したビジョンで大変大切な作業でございますので、言い残したことがあったら是非。どうでしょうか。大丈夫でしょうか。

多分プロセスそのものがとても大事な作業だと思うので、是非つくるのを楽しんでいただいて、あと、広報は若い人の方が上手ですので、できた後のことへの広報は若い人にもどんどんやっていただいたらきっといいんじゃないかなと思いますけれども、取りあえず将来ビジョンの話をここまでにして、また後で何かありましたらお願いいたします。

議事の2番目でございます。令和7年度における事業実績について事務局から説明をお願いいたします。

○近藤総務部長 総務部長の近藤から令和7年度における業務実績の概況について御説明を申し上げます。

こちらは資料2を御覧いただきたいのですが、こちらは平成18年度以降の主要な業務実績となっております。各業務の令和7年度、今年度の実績は一番右側です。11月末までですので、令和7年11月までの実績、8か月間の実績が一番右側の列となっております。

なお、一部統計を取る時期のずれなどから11月までの実績でないものもありますので、その場合は小さい付記をさせていただいております。

まず、一番上の情報提供業務を御覧ください。

情報提供業務の問合せ件数につきましては、コールセンター問合せ件数、地方事務所問合せ件数とありますが、いずれも令和7年度は昨年度、令和6年度から増加する見込みとなっております。3行目にチャットボット利用件数とありますが、これは令和6年5月から運用を開始した取組となっております。ホームページからチャットを利用しているような問合せができ、それに対して自動対応をする24時間利用可能なものとなっております。こちら今年度は非常に多く利用されております。この数字からも更に伸びると思います。

次に、民事法律扶助業務、更にその下の国選弁護等関連業務、こちらの件数につきましても、過去を見ますと令和2年頃から4年頃までが新型コロナウイルスの感染症の流行によりいずれも減少傾向にありましたが、その後、流行が収まりまして、全体的に増加傾向となっております。今年度のこの8か月を見ても、昨年よりいずれも増加する見込みとなっております。

次に、犯罪被害者支援業務につきましては、こちらは犯罪被害者支援ダイヤルが令和4年度からフリーダイヤル化されております。やはりその令和4年度から受電件数が増加しております。今年度も昨年度から更に増加するものと思われまます。

なお、この後のテーマで御説明します犯罪被害者支援の新制度が先月、1月13日から始まっていますので、これも今後の受電件数の推移に影響があると思われ、注目されるようになります。

その下の受託業務の部分ですが、こちらは日弁連、日本弁護士連合会からの受託業務になっております。この受託業務は日弁連からの委託経費で行っている業務になります。刑事被疑者ですとか犯罪被害者、子どもなどに対する援助のうち国費で手当てされていないものについて、日弁連から委託を受けて援助を行っているというものになります。この受託業務につきましても全体的に件数が増加しております。

以上、御覧いただいたとおりで令和7年度の各事業の実績件数は多くの項目で前年度を上回るものと思われまます。

続きまして、認知度について御説明いたします。一番下の欄を御覧ください。いずれも20歳以上の方々に対し、電話ないしインターネットで調査をしたものになります。

まず、先ほど話題に出ましたが、日本司法支援センターあるいは法テラスの名前を知っているかという名称認知度について調べたものの推移ですが、今年度は54.8%となっております。昨年度が55%でしたので、0.2%、若干減ったようにも見えますが、ほぼ横ばいというところかなと考えております。

また、センターの業務内容を知っているかという業務認知度につきましては、今年度は16.9%となっております。0.5%前年度から下がっているところになります。

以上、令和7年度における業務実績になります。

○村木座長 ありがとうございます。

今年度の年度途中でありますけれども、業務概況を説明していただきました。皆様から何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

松本先生、お願いします。

○松本顧問 最後に御説明いただいた名称の認知度と業務内容の認知度に大分ずれがあるというところがちょっと気になりました。名前は知っているんだけど、何をやっている組織なんだろうというレベルではちょっと弱いので、全ての業務について認知してもらうのはなかなか大変でしょうけれども、少なくともその中の一つぐらいは名前とセットで分かって

いていただけるといふ辺りを目指していただきたいと思います。

○村木座長 ありがとうございます。

法テラスと言われたら、まず何が浮かぶんですかね。業務の認知度は何を認知している人でしょうね。

○近藤総務部長 総務部長、近藤です。

法テラスの法が漢字で思い浮かぶ人はきっと法律に関することだろうなと思ってくれればいいかなと思っておりますが、このアンケートの取り方にもよるところですが、業務認知度は、例えば実際に法テラスを利用したことがある人だとか、何段階かの質問項目を踏んだアンケートの中で16.9%という今回の業務認知度の数字は出てきているわけですが、御指摘のとおり名前だけ知っていても何をやっているか分からないようでは、それは知っているとは言えないというふうにも考えられるところです。先ほどお話が出ましたが学校教育など、そういうところが法テラスの業務を知ってもらう中では大事なところかなと考えております。

○村木座長 ほかに何かございますでしょうか。

神津さん、どうぞ。

○神津顧問 今の話に関連して、また今度説明を受けるときにはどういう説明をされているか、それを具体的に見せていただいた方がイメージを持てると思いますので、お願いしておきたいと思います。

○近藤総務部長 承知いたしました。

○村木座長 コロナの頃に若干いろんなものの利用件数が減って、そこからまた元にちゃんと戻ってという中で、DVとか犯罪被害者とか国選とかはじわっと傾向的に増えているような気がしますけれども、制度が浸透したのか、それともこういう事案が増えているとか何か情勢が変わったとか、何か感触はありますか。理事長の御挨拶のところでもちょっと気になる部分でもあるというふうな。

○中野第二事業部長 失礼いたしました。第二事業部長、中野からお答えいたします。

それにつきましては、DVに関する法律の改正ですね。DVの定義の広範化、それから、刑法に関して、例えば性犯罪に関しての改正、そのようなものが影響しているものと考えられます。

○村木座長 ありがとうございます。

やっぱり背景に少し使いやすくなったり法的なあれが広がった、カバーが広がったということですかね。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。認知度はずっとこの会でもいつも話題になって、どうやって上げるかというあれですけども、難しいですね。過去最高がどのくらいかな。

○丸島理事長 最近では令和4年度が57.4%と高い数字でした。令和4年度という旧統一教会問題の関心が高まった年でした。この年、法テラスに靈感商法等対応ダイヤルが設けられるなどして、この問題の情報提供の窓口となり、法テラスを案内するテレビCMがたくさん流れた時期でありました。そのことが反映しているのかどうかは分かりませんが、そうしたことも背景となってこの年には認知度が少し高くなっているように感じております。

国選弁護事件の増加は、刑事事件そのものがこの時期に増加傾向に向かったことによるものです。コロナ禍後に刑事事件が増加してきたことについては、コロナ禍明けとともに外での人の動きが増えてきたことや、最近は組織的な詐欺事件なども増えているというような社会状況の反映との指摘もあります。DVや性犯罪については、社会の動きや法改正などにより、今まで声を上げられなかった方々が声を上げ始める状況が生まれているとの意見も聞きます。

民事法律扶助事件の増加は、予算執行上の関係もあり必ずしも顕著ではありませんが、とはいえ、先ほど申し上げましたように生活保護受給者の債務整理や破産がコロナ禍明け以降は増えていますし、家庭の問題も非常に複雑化しており、今後は養育や親権に関する法改正もありましたので、件数が増えていくかもしれないと思っております。

○村木座長 ありがとうございます。ニーズはやっぱり増えますよね、そういう意味でいえば。分かりました。

ほかに大丈夫ですか。よろしいですか。

それでは、二つ目の議題を終えまして、三つ目にいきたいと思います。犯罪被害者支援新制度についてでございます。これも事務局から説明をお願いいたします。

○中野第二事業部長 三つ目の議題の御説明をさせていただきたいと思います。

犯罪被害者等法律援助、従来は犯罪被害者等支援弁護士制度と言っておりましたが、今日何回もその話題が出ていますけれども、本年1月13日から施行されました。本日は犯罪被害者支援課課長、大山より制度の説明をさせていただいた上で、制度開始までの取組、そして、今後の課題についてお話しさせていただいた上で顧問の皆様から御意見を頂ければと思います。

では、大山課長から御説明を申し上げます。

○大山犯罪被害者支援課長 犯罪被害者支援課長の大山です。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

それでは、犯罪被害者等法律援助について御説明申し上げますが、まだ制度が開始して間もなく、運用実績としては余り多くないことから、まずは運用の開始までの取組を中心に御説明したいと考えております。

初めに、お手元にお配りした三つ折りのリーフレットで制度の特徴などを御説明差し上げたいと思います。

まず、この三つ折りのリーフレットの両側を広げていただくと、「制度のポイント」と記載されているページがございます。この制度のポイントを二つ御説明いたします。

一つ目は、「犯罪の被害に遭われた方やその御家族が刑事、民事、行政その他の様々な手続について弁護士による支援を受けられます。」とあります。これは被害直後から弁護士に相談をしたり、様々な対応や手続の依頼をこの制度でまとめて利用できるといった点になります。

「弁護士による支援例」が六つ挙げてございますが、刑事手続であれば捜査機関への同行や刑事裁判への付き添い、民事手続では加害者側との示談交渉や損害賠償請求訴訟、行政その他の方でいきますと、犯罪被害者等給付金の申請手続や報道機関対応などがあり、この制度により包括的かつ継続的な支援を受けられることがポイントとなっております。

ポイントの二つ目ですが、弁護士の費用については原則法テラスが負担するため、無料で利用できるといった点になります。ただし、相手方から多額の金銭が回収できた場合などは、その中から弁護士費用を御負担いただくという制度にはなっております。

次に、制度を御利用いただける方を御説明いたします。今はリーフレットを開いた状態で御覧いただいていると思いますが、右側を1枚折っていただくと、「ご利用いただける方」のページがございます。

利用の要件は大きく二つありまして、一つは対象犯罪の被害者であること、もう一つはその方の資力が一定以下であることの二つになります。

まず、対象犯罪についてですが、三つの犯罪の被害者や御家族が対象となります。対象犯罪のうち、一つ目は殺人や傷害致死、強盗殺人、危険運転致死といった故意の犯罪行為により人を死亡させた罪となり、こちらは未遂でも対象になります。二つ目は不同意性交等や不同意わいせつなど刑法に定められる性犯罪となり、こちらも未遂でも対象になります。

最後、三つ目ですが、傷害や危険運転致死傷など故意の犯罪行為により大けがを負い、治療に3か月以上かかる場合や一定の後遺障害が残る場合になります。ただし、この制度の運

用が始まったのは今年の1月13日からですので、1月13日以降に発生した犯罪により被害に遭われた方がこの制度の対象となります。

次に、もう一つの要件である資力要件についてですが、申込者とその配偶者の現金、預貯金等を合算し、そこから被害回復に要する療養費などを除き、残った額が300万円以下である方が利用できるということになっております。

最後に、この制度を利用するまでの流れを御説明いたします。御覧いただいているリーフレットの左側のページを御覧ください。

被害者やその御家族から法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルやお近くの法テラスの事務所の方へ御連絡いただくと、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士、我々は精通弁護士と呼んでおりますが、精通弁護士紹介を行います。その後、その弁護士と御相談いただき、弁護士を通じて法テラスへこの制度の利用を申し込むといった流れとなっております。別の支援機関などで弁護士と既につながっていたり、御自身で弁護士を探された場合であっても、その弁護士が法テラスと契約している弁護士であれば、その弁護士を通じてこの制度の利用を申し込むことができます。

以上がこの制度に関する御説明となります。

続いて、制度開始までの取組の方を御説明させていただきます。事前にお配りした資料の方は資料3-1、ページ数は34ページを御覧ください。

これは新制度の運用開始に向けた主な取組とスケジュールをまとめたものになります。上段にはスケジュール上のマイルストーンを記載し、下段には全国の地方事務所の取組を記載しております。この下段に記載した地方事務所の1から5の取組について、本日は1から3を御説明したいと思います。

まず、①の「体制強化等に関する弁護士との協議」ですが、これは主に精通弁護士紹介に関する取組になります。近年は社会的な関心の高まりから年々精通弁護士紹介件数が増加しておりまして、地方事務所の業務量も増しているところです。精通弁護士紹介は新制度の入り口にもなることから、新制度の運用が開始されると一層センターへのアクセスは増えることが予想されましたので、精通弁護士取次ぎの運用の見直しであったり担い手となる登録弁護士の確保など、あらかじめ弁護士会と協議したりするなどして体制強化を目指す取組を行いました。

全ての地方事務所において弁護士会との協議を実施した結果、登録弁護士の増加に取り組むことになった事務所が27事務所ある一方で、16の事務所では現状の体制で対応することと

した報告がございました。この現状維持とした16の事務所ですが、地方事務所の方でこのような判断をしたところもあれば、弁護士会に協議を持ちかけた結果、弁護士会の方から現状維持で大丈夫だろうと回答があったとした事務所もございました。主な理由としましては、担い手が不足しているといったところまではいっていないのではないかという意見であったり、あるいは逆に弁護士の新規入会がないため、これ以上担い手を増やすことがなかなか難しく現状維持を採らざるを得ないといったような意見がございました。

また、弁護士に対する打診の運用見直しや受任者が見つからない場合の運用について協議した事務所などが11事務所あり、この機会に体制強化のために運用を変えた事務所もございました。

次に、②の「新制度の制度周知及び連携強化」を御説明いたします。こちらは資料3-2、35ページになりますが、これ以降の資料を使って御説明いたします。

35ページの資料は地方事務所と関係機関との協議会開催を企画した資料となっております。資料の項番2の(1)に目的の記載がございますが、こちらに記載しているとおり、この協議会は新制度の運用開始に向け、被害者等がアクセスする関係機関に対して新制度の説明を行うとともに、その機会を捉えて関係機関相互の連携を一層強化して、新制度の運用開始に備えようといった取組になります。この協議会は新制度の対象となる被害者からの相談を受けている関係機関を対象に企画し、弁護士会をはじめ警察、検察、被害者支援センター、ワンストップ支援センターなどの関係機関に向けて、各地の地方事務所から協議会の開催を呼びかけております。

次の資料3-3、36ページ以降ですが、これは今御説明した協議会において地方事務所が説明に使用した資料の抜粋となっております。多くの事務所の方で協議会の開催を行うか、あるいは個別に各機関を訪問して協議を行うといった取組を行っており、地方事務所からは、関係機関におけるこの制度への関心の高さを実感した、このような協議会を定期的で開催してほしいなどといった意見が上がった、といった報告を受けております。

少し資料は飛びまして、資料3-4、41ページを御覧ください。

これは新制度を周知するためのチラシになりますが、被害者等の置かれた状況によりお困り事の内容や必要な支援が異なっていることから、被害者等のニーズに合わせて適切な相談窓口を案内することを目指したもので、裏面に関係機関の連絡先などを記載できるようにしたものとなっております。このチラシは各地で実情に応じて協議、調整を行った上でカスタマイズすることにしており、資料の1枚目、41ページが地方事務所に向けたチラシの活用を

説明したものです。2枚目が制度周知の内容となっており、3枚目が関係機関の案内先となっており、この2枚目と3枚目、ページでは42ページと43ページを表裏のチラシとして活用するものとなっております。

3枚目のチラシ、43ページの方の一番下にフロー図がございますが、新制度を利用するためには必ず被害者自身が法テラスへアクセスしなければならないわけではなく、各関係機関を通じて弁護士とつながった場合であっても、その弁護士が契約弁護士であれば、弁護士を通じて新制度の援助申込みをすることができるということを説明しております。そのため、被害者の方がどの機関にアクセスした場合であっても新制度にたどり着けるよう、今後の連携強化の一環としてこのチラシを活用していきたいと考えているところです。

それでは、最後の取組③の「契約弁護士募集」について御説明いたします。

契約弁護士の募集に際しては、新制度の仕組みや報酬体系、事務の流れなど弁護士向けに詳しく説明した解説書を作成いたしました。その解説とともに各規定類や運用で使用する様式類などをまとめ、弁護士のみを対象としてネット上にこれらの資料を掲出し、この資料3-5、44ページのチラシを使って契約弁護士の募集を行っております。制度開始時の契約弁護士数は全国で1,056人であり、精通弁護士登録人数が4,070人でしたので、約4分の1という契約人数となっております。精通弁護士名簿の中には、登録はしているが実働のない弁護士も含まれているところ、新制度の契約弁護士の方は今まさに担い手となるべく契約をしていただいた弁護士の方々であり、言わば実働が見込まれる人数と考えております。今後もこの人数を増やせるような取組をしたいと考えております。

資料に基づいた御説明は以上になります。

本援助では、精通弁護士紹介により弁護士とつながり、その弁護士から援助事件が持ち込まれることで制度利用につながる流れとなっており、現在は制度の運用を開始して3週間程度ということもあり、また、1月13日以降に発生した被害を対象にしていることから、実績としては余り多くない状況にはあります。地方事務所においては法律相談援助や代理援助の受付及び援助開始決定までを行い、以降の報酬算定や統計の実績集計、終結決定などは本部に集約して行う流れとしておりますので、現状は地方事務所において精通弁護士紹介を行い、ようやく法律相談援助が利用されつつある状況かと見ております。

1月中にコールセンターに寄せられたお問合せのうち、精通弁護士取次ぎをしている事案を抜き出して確認していたところ、1月13日より前に被害に遭われた方の相談が多く割合を占めておりまして、やはり被害直後は弁護士に相談するところまでの余裕のない方が多い

のではないかと考えているところです。

最後に、今後の課題として三つほど御説明したいと思います。

一つはやはり継続的な担い手の確保になります。特に弁護士会に新規入会がない地域や各地域の中でも偏在がございますので、引き続き弁護士会と一体となって契約人数の確保に努めたいと考えているところです。

二つ目にセンターの体制の強化です。職員のマンパワー不足をどのような工夫で補うかはセンター全体の課題でもあり、更に犯罪被害者支援に関しては、研修などを通じ対応スキルを向上されることが体制強化には必要と考えております。

最後、三つ目に制度構築段階では想定していない事案や様々な運用上の混乱が発生した場合への対応も今後の課題になるものと考えております。発生する場合は個々の事案からにはなりますが、個別に対処する内容であるのか、制度全体へ修正が必要なものなのかなど事例の蓄積とともに冷静に見極め、場合によっては法務省、日弁連とともに協議しながら制度そのものをブラッシュアップすることが必要になるものと考えており、安定的な制度運用を目指し試行錯誤していきたいと考えているところです。

以上がこのテーマの御説明になります。

○村木座長 ありがとうございました。

本当に始まってまだ間もない新しい制度の説明でしたが、皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。

松本さん。

○松本顧問 非常に単純な質問なんですけれども、この前の議題で業務実績の御紹介があって、犯罪被害者支援業務というのはもう十数年前からずっとやっておられるというんですが、今回、今年の2月からどこが変わるのか。つまり従来やってきたことと内容がかなり変わるのか、それとも私が勝手に想像しているのでは、経済的な支援がただけだという感じもするんです。特定の犯罪被害者にとっては弁護士に依頼する場合の費用なんかを法テラスから出していただくと、それ以外の相談とか弁護士紹介的な部分は従来と変わらないという理解でよろしいでしょうか。

○中野第二事業部長 御質問ありがとうございます。

変わるところと変わらないところがございます。例えば弁護士の紹介というものに関しては、これはこの新しい制度でも弁護士を法テラスが紹介する場合には、その制度に乗っかって行いますので、その制度自体は変わらないですけれども、新制度の部分は変わってい

く、新制度の部分はそこに乗っかっていくというような関係になるかと思います。

他方で、例えばこの業務実績にございますDV相談、DV等被害者法律相談援助というのがございますけれども、これは犯罪被害者の新制度とは基本的に対象が異なっておりますので、それはそのまま続いていく部分が大きいのかなと思います。ただ、このDV相談に関しましては、DVと児童虐待とストーカーというものになりますので、例えばDVとかストーカーとか、そういうものが例えば性犯罪、性的な犯罪の要素も含んでいる場合には、同時に新制度の対象ともなり得ますので、そういう場合にはやっぱり重なっていくというようなことになろうかと思います。

ちょっと御質問の範囲からは外れますけれども、経済的な援助という意味では、例えば従前は民事法律扶助というところでやっていた部分のもの、それから、この表で申し上げますと受託業務、日弁連から委託を受けて行っている業務、日弁連がお金を出して行っていた業務というものも一部新制度の対象になりますので、そこは飲み込んでいくというような形になろうかと思います。

○松本顧問 ありがとうございます。

○村木座長 神津さん、お願いします。

○神津顧問 ありがとうございます。

私はたまたまヨーロッパの犯罪被害者支援の枠組みを勉強する機会に恵まれたことがあって、一言で言うと、スウェーデンだ、ドイツだ、その辺りでやっていることに比べて日本は全然できていないというのがよく分かりました。それは一言で犯罪被害者支援といっても、賠償金の確保ということもあるし、それと生活支援という側面もあるし、あとはやっぱりメンタルの支援という面もあるし、本当に広がりがあって、自分自身も全然そういう認識がなかったなというふうに思い知らされた記憶があります。こういう法律が新しくスタートしたということ自体は、そういう意味で非常にこれは意味のあることだと思うんですけども、ただ、やっぱり国の関わりというのはまだまだです。申し上げたいのは、そういう中で法テラスはさっきも申し上げましたけれども、ただでさえ本当に大変なのに、余り後ろ向きな言い方をしちゃいけないんでしょうけれども、これをやると本当に大変なことだと思うんです。

したがって、そうは言っても役目として進めていかれるとする中で、やっぱりとてもじゃないけれども、本来やるべきこととの関係ではこういうことで到達できていませんということ、物理的なマンパワーであるとか財政とか、そういう面でそのところは遠慮なくやっぱり声を上げていただくということが大事だと思います。それからもう一つは、例えばここ

にもあるように資力は300万円以下というのは、これは一定の線引きというのがどうしてもスタートのときに必要だと思うんですけれども、さっき申し上げたようなそういういろんな側面があるということからすると、別に資力が一定程度以上あったとしても、やっぱりそういったことを必要とされる犯罪被害者の方々というのはいっぱいおられるわけです。先々法律そのものももっとよくしていく必要があると思うので、制度を変えていく必要があると思うので、そういったいわゆる立法事実といいますか、そういったものの蓄積もお願いしたいなと、こういうふうに思います。

○村木座長　じゃあ、中山さんも併せてお答えいただきましょうか。

○中山顧問　ちょっと教えてほしいんですけれども、この犯罪被害者等法律援助ということでは新制度を受けますね。そのときに今、委員からお話がありましたように例えば生活の支援や心の問題とかそういうのがあったときには、これまでこの法テラスがいろいろ他機関連携というようなことでやってきたノウハウも生かして、そういったところにもつなげていく。そういったことを想定されているんでしょうか。

○中野第二事業部長　ありがとうございます。

神津顧問と中山顧問に今御質問いただいた点ですけれども、やはりポイントとなるのは関係機関との連携のお話なのかなと思っております。資料でいいますと、例えば資料3-4、チラシの裏に例としてございますように、例えば心の健康について相談したいという場合には精神保健福祉センターに電話してくださいねとか、あと、一番上にございますけれども、医療機関を受診したいという場合には、例えばワンストップ支援センターというふうに、そういうふうに関係機関の協力を得ながら、また、法テラスからこういうアナウンスをしながら適切な場所につなげていくというのは必要なことかと思っております、そのことは例えばこのチラシもございますし、コールセンターで情報提供を行う場合にも適切な機関を紹介することによって、そのような要請をできる限り満たしていければというふうには考えております。

以上でございます。

○村木座長　ありがとうございます。

神津さんからも今お話がありましたけれども、この制度をつくるときに法テラスというか、本当はもうちょっとここまで制度をつくってほしかったんですけども、ここで止まったみたいところはありますか。今大体いい形でできたものというふうに思って運用をお引き受けになっておられるのか、その辺はどうですか。

○中野第二事業部長 この制度のメインとしましては、やっぱり経済的な面での弁護士による支援ということがございまして、先ほど申し上げましたそれに理念を実現するために、また、経済的支援というものを超えた部分の被害者の方々へのサポートをするために、そこはやはり我々、また、関係機関との間と一緒にやる運用の問題の部分もあると思っております。この新制度の施行までにそのような関係機関との協議を通じて、できる限りそういう運用をしていきたいというふうにやっておりますので、ぜひたくを申し上げると切りがないので、両手の届く範囲でやっていきたいと思っております。それで実現をできてきているのかなというふうに自分たちでは考えております。

以上でございます。

○村木座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事業計画を立てる中では、これはどれぐらいの業務量というイメージで皆さんはやられたんでしょう。

○大山犯罪被害者支援課長 援助実績をどのくらい見込むかというのは予算要求とも多少関わってきまして、大変難しい問題でした。やはり警察の犯罪統計を基に捜査機関が認知している件数から、援助の対象となる事案を推計したものをまず一つ指標にし、そこから、資力基準に当たる方の人数を踏まえて、年間3,000人程度ではと見込んだところです。

そのほかに捜査機関が認知していないような事案、特に性被害はとても暗数が多いと言われておりますので、そこをどう見込むかが非常に難しく、また、性被害にあわれた方々はどこにも相談していない方が多く、これをきっかけにどの程度相談する気になってくれるかを見込むのが大変難しかったところです。そうは言っても、なかなか見込み部分に予算が措置されるものではないため、大体2,000件から3,000件程度を代理援助の件数とし、それをベースにした積算した費用を要求してスタートし、あとは実績を積みながら更に次の要求につなげようと思っております。

○村木座長 なるほど。ありがとうございます。

ほかに何かよろしゅうございますか。またどこかで実績が見えてきた頃にお話を伺えればいいかなと思いますが、よろしいでしょうか、このテーマは。

それでは、予定していた議事は以上になります。

珍しく定刻より11分も前に。言い残したことがありましたら。大丈夫でしょうか。ビジョン等大きなテーマもありましたけれども、じゃあ、松本さん。

○松本顧問 犯罪被害者支援の件で警察・検察が立件していないようなケースについて、立件してくれというニーズがかなりあると思うんですけども、そういうのはどう対応されるんですか。

○中野第二事業部長 ありがとうございます。

新制度の弁護士による支援の中にもこのパンフレットにございますけれども、開いていただいて弁護士による支援の例というのが六つございますけれども、左上に例えば捜査機関への同行というのがございまして、そういうところで捜査機関の捜査官から事情聴取を受けると。その際にやっぱり被害感情というものは必ず聞かれるものですので、そこでやっぱりどうしてもこれを立件してほしいみたいな話というのは普通に出る話かと思っておりますので、そういうところでそういう要請が満たされるというのは変な話ですけども、そういうところで弁護士の支援を受けられるかなと思っております。

○松本顧問 それ以上、起訴せよという請求権はないですね。あるいは起訴しないことを理由にした国家賠償訴訟の支援などは。

○中野第二事業部長 普通の捜査段階では起訴を必ずしなさいみたいというのは難しいのかと思っておりますけれども、不起訴になったときに改めて検察審査会にかけてみたいというものはございまして、それについては支援の範囲内になっているというふうに考えております。

起訴されなかったとか、そういうことを踏まえて国に対する賠償を求める国賠みたいなものというのは残念ですけども、支援の対象にはなっておりません。

○村木座長 ありがとうございます。

でも、専門機関と一緒に自分の味方の人がついていってくれるというのは、きっと大きいんでしょうね。分かりました。

よろしゅうございますでしょうか。分かりました。

では、本日の議事は以上とさせていただきます。

事務局から連絡事項等ございましたらお願いします。

○高橋事務局長 事務局から1点御連絡させていただきます。

本会議の議事録についてでございます。議事録の作成についてですけども、これまでと同様、事務局において原案を作成させていただきます。その上で御出席の顧問の皆様にご確認いただき、更に座長に全体を御確認いただいた上で、ホームページで公表するという手順を考えておりますが、そちらの方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局からは以上となります。

○村木座長 それでは、最後になりましたが、菅沼理事から一言お願いいたします。

○菅沼理事 顧問の皆様、本日は御多忙の中、また、寒い中を中野坂上までお越しいただきまして、熱心に御議論いただきまして本当にありがとうございました。

以前、私がここにいたときに思ったことですが、この顧問会議での顧問の先生方の御意見は本当に豊かな経験や知見に基づいた的確な御助言を頂けるのと併せて、法テラスの業務や法テラスの組織がよくなるようにというのを本当に心から考えてくださって、温かいお言葉を頂ける、そういう会議として私はとても参加するのが楽しみでした。今日は久しぶりにこの会議に参加させていただきまして、やっぱり顧問会議で先生方の御意見を聞くのはいいなと改めて思いました。本当にありがとうございました。

今日、長い時間をかけて御議論いただいたビジョンですけれども、私もビジョン策定委員会の委員長としてこれに関わってまいりました。実は12月に毎週1回、2時間の委員会をやりまして、結構ここも相当ブレインストーミング的な議論から、どっちに向かうのか分からないようなかなりいろんな議論をいたしました。委員18人だったかと思いますが、かなり構成メンバーもいろいろ豊かで、本部の課室長レベルの本当にベテランから地方事務所の事務局局長を担っている人、それから、まだ法テラスに入って数年目の若い職員にも委員になってもらいまして、かなり積極的に意見を言っていた。その結果、もう本当にまとまるかどうか最後まではらはらし通しだったのですけれども、何とかこういう形でたたき台をつくりまして、今日顧問の皆様からも御意見を頂いたという次第でございます。

実は策定委員会の方は昨年12月で、このたたき台をつくったところで任務は終わりということになっていたのですが、この顧問会議で御意見を頂くということがスケジュールで決まっておりましたので、顧問の先生方からいろいろ御意見を頂いたのを踏まえて、もう一度この策定委員会に先生方の御意見をフィードバックし、最後の仕上げをやるのではないかとということで、実は来週の月曜日にもう一度委員会を開くことを予定しております。そこで更に議論を深めまして、今日いろいろ重要な御指摘を頂きましたので、そこも踏まえて更に練り上げるとともに、このビジョンをどう生かしていくかというその点も非常に大事な御指摘を今日は頂きましたので、しっかりやっていくようにしたいと思います。

また、新年度になりますと、新しい中期目標、中期計画が始まりますし、共同親権を含む民法改正、その他新しい法律の施行もございます。また、新制度の運用もますます本格化してきて、法テラスがやらなければいけないことはますます大変と申しますか大切になってく

と思いますので、しっかり頑張ってまいりたいと思います。顧問の先生方には、どうぞ引き続きお見守りいただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○村木座長 それでは、以上をもちまして第24回日本司法支援センター顧問会議、こっちが正式名称ですね。顧問会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後2時55分閉会